

Title	江戸の干鰯と粕市場
Sub Title	
Author	伊東, 弥之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.11 (1941. 11) ,p.1380(62)- 1417(99)
JaLC DOI	10.14991/001.19411101-0062
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19411101-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸の干鰯・粕市場

伊東彌之助

徳川時代の金肥として干鰯、粕、魚油、菜種滓、綿實滓、胡麻油滓、糠、灰、藁灰等數ある中で、最も重要であるものは干鰯・粕であつた事は夙く知る處であらう。農耕肥料として重要なるが故に、干鰯・粕の減産に對しては幕府は法令を以つてこれが増産を奨励し、各藩でも他領への輸出禁止、濫用の阻止、使用者への貸與等の諸政策を行ひ、又それらの價格騰貴の際には農民の訴願が各地に行はれた例を多く見る事が出来る。この干鰯・粕の生産地は東國では相模・武藏・安房・上總・下總・常陸・奥州一殊に南部・仙臺・磐城方面、西國では阿波・伊豫・豊後・筑前・肥前・日向・薩摩・長門・紀伊・對馬、北國では出雲・因幡・越後・越中・若狹の諸國で、各土地々々にその小取引商人の發生を見たが、重要商品として全國的に需要せらるゝ關係から、更にそれらを蒐集し配給する市場を各地に成立せしめた。殊に大なる市場は西國及び北國の干鰯・粕を集散した大坂及び兵庫市場、東國・奥州の干鰯・粕を最も多く集散した江戸市場の三である。該市場の各問屋は直接漁民と密接な仕入關係を結び、他方各市場間にも聯絡を保ち、又需要農民への廣範な配給・販賣網を形成し、互に富の蓄積を大にして行つた。大坂・兵庫の干鰯・粕問屋に就いては既に研究書が存在する。例へば大坂は「大坂市史」に詳しく、尙宮本又次氏著の「大坂に於ける北海道荷

受問屋」(經濟史研究第三八・三九號)もある。又兵庫には「兵庫米穀肥料市場沿革誌」が存在する。獨り江戸には纏れる研究がない。この小稿はその缺けたるをいさゝかでも補はんとするものである。

江戸に集められたる關東・奥州の干鰯・粕は勿論江戸が關東の中心に位する關係から、所謂「地廻り」として武相房總常野の國々へ直接配給されたが、他方その多くが關西、殊に大坂・兵庫へも積廻された。而も大坂・兵庫市場に於ける東國の干鰯・粕の地位はかなり重要なものである。徳川初期のその生産地は多く西國にあり、殊に薩摩が拔群であつた由であるが、享保を境にして同地方の漁獲が減退し、大坂市場に於いてすら東國の干鰯・粕が重要な取引對象となつた。江戸はこの豊富な生産地を間近に控へ、市場は擴大發展し、その問屋は大坂・兵庫と同様に豪富の商家を多く持つてゐた。江戸の他の商人と比較して、干鰯・粕問屋が巨商を揃えてゐた事は嘉永七年の幕府の御用金献納に際しての割當にも見られる。即ち久住屋五左衛門が干鰯、水戸屋次郎右衛門、湯淺屋與右衛門、喜多村富之助が各七百兩となつてゐる。又江戸國學界に聞えた村田春海は江戸小舟町の干鰯問屋の主人であつた。その家は雇人數百を數へ、縁の下に三年賦が隠れてゐたのを知り得ざる程の大家であつたと云はれる。春海の父は春道、兄は春郷、皆國學を學んで著名である。更に後に屢々引用される「粕干鰯取扱方心得書」の著者喜多村富之助も干鰯問屋の主人で、且つ心學に傾倒し、別に「家訓永續記」なる著述もある。すべては富の余裕を以て成せる業であらうと思ふ。かゝる豪商を輩出した江戸の干鰯・粕取引の組織、その發展の跡をたどるは亦無益ではあるまい。由來、江戸商業に關する研究は寥々たるものがあつた。それは江戸を從來單なる政治的中心地と見做し、大坂の消費市場としてのみ考へて來たからに外ならぬ。これは或程度事實ではある。然しその故に大坂商業さへ説明し盡せば江戸商業は自明であるといふ譯にはゆかぬ。例へば江戸商業は幕府の御膝元として干渉を屢々受けると同時に、半面權力

を以て擁護された。故に江戸商業は大坂商業に比し、より封建的色彩が強かつたと云へること。或は徳川期も幕末に近づくにつれ、江戸商家の富の蓄積も増大され、大坂商業の勢力に反撥さへ行はれたこと。或は亦、江戸が生産地に近く大坂に對し却つて蒐集市場の地位を占むる場合、この地理的優位が大坂の資本的優位と如何に相剋したか等の問題が残される。これらは僅か一二例にすぎない。江戸商業組織の研究には未だ残された分野が甚だ多いと云はねばならぬ。こゝでは僅か一商品の取引研究にすぎないが、その意味でも何等かの参考になれば幸甚である。

(1) 例へば寛政二年の東國鱒魚網取立獎勵(日本財政經濟史料 第三卷 四三七頁。寛政四年九十九里濱濱網取立保護(大阪市史 第四卷上 一三二頁)。

(2) 吉井幸夫著、上總九十九里に於ける舊地曳漁業(社會經濟史學 第五卷第七號 九五頁)。

(3) 大阪市參事會編、大阪市史 第一卷 七五(頁)。

(4) 山口和雄著、明治前期を中心とする内房北部の漁業と漁村經濟(下の九四、九五頁に江戸干鯛と粕問屋の一應の概観がある)。

(5) 前掲、大阪市史 第一卷 七五〇頁。

(6) 前掲、日本財政經濟史料 第五卷 七九〇―四頁。

(7) 村田家に關しては拙稿「干鯛問屋村田春海の家」が「歴史と生活」に近く掲載さるゝ豫定である。

一 江戸市場の創始

江戸の干鯛と粕問屋は俗に江戸四場と稱し、四ヶ所に問屋を集め、市場を形成してゐた。即ち銚子場、永代場、元場、江川場の四である。⁽¹⁾その位置、創始の年代は次の如くである。

「元祿九子年深川海邊大工町之内銚子場と唱候場處、同十三年辰年同處元木置場之内買下ヶ地永代場と唱、寶永六丑年同處小松町之内壹ヶ處、享保二十卯年同處蛤町之内江川場と唱候場所」⁽²⁾

すべては現在の深川区内にあり、現在とても該地は河岸に面し舟運あるも、當時は隅田川の廣き河口の蘆荻茂るデルタの上に、次々にこれらの市場が築かれた。興味あることはこれらの市場は單に一市場が發展し膨脹せるの結果ばかりでなく、後年迄各市場がそれ〴〵主なる仕入地を異にしてゐた一例へば銚子場が銚子浦附近を、永代場・元場が夷隅海岸地方を、江川場が九十九里濱を主なる仕入地盤としてゐたのが示す様に、始めからそれら濱方との關係の下に發生し發展したのである。大體二つの發生徑路をたどつてゐる。

房總海岸に限らず關東の漁場といふ漁場は關西漁師の開拓に待つ處大であつた。勿論、關西漁師が東漸する以前にもこれら沿岸には半農半漁を營む住民、或は多少自給漁業以上に出た人々も存在してゐたらう。然し關西にあつては既に企業として漁業が普遍的に營まれて居り、従つて漁船や漁具に於いて關西のそれは壓倒的に優秀であつた。⁽⁴⁾この優秀なる技術を持つ關西漁師が平和の到來と共に、全國海岸に出漁する。北は陸奥の海岸より南薩摩瀨に至る迄、紀伊・和泉・伊勢・志摩の漁師の足迹のない所はない。而して各地に好漁場地を建設したのである。徳川時代に於ける鱒網の好漁場地房總沿岸も亦彼等の手によつて發展したのである。房總各地の關西漁師の漁場開拓年代は土地により異り、又同じ土地でも文献・口碑の異なるにより一定しないが、⁽⁵⁾甚しき年月の差はなかつた様である。大體、房總の南端に最初の漁場が開かれ、その大漁を聞き傳へて續々來集し、短日月の間に房總から常陸へかけて其處彼處に漁場が出來上つた。然し彼ら關西漁師の房總漁場の經營は云はゞ植民地漁業經營であつた。三浦半島の先端にあつて既に小田原北條氏の時代から漁港であつた浦賀に先づ集合し、其處を足場にして房總武相の沿岸に出漁した。

漁獵中はその海岸に程近い芝地・荊棘地を開きて納屋を作つて住み、捕れた鯛は長持ちさせる爲に干鯛とし、七八月の頃漁獵を終へ、網を疊むや、干鯛を關西に送り、自身も亦浦賀を経て船乃至陸路で故郷に歸るを常とした。この際漁師が干鯛を關西に直接輸送するの困難は想像に難くない。其處に仲次商人の出現の余地があつた。漁場に程近き商人が干鯛を買取り、漁師に替つてこれを關西に送り賣捌いた。これが浦賀干鯛商人の起源である。

「右干鯛上方迄運送難義ニ付、浦賀迄積越商人江願置、浦賀上方廻船を見付爲積登致世話候處、上方より上總迄干鯛代下し金不容易、仍而網主登候節勘定仕候ニ付、飯米其外雜用金持下り候迷惑故、浦賀に而干鯛引受代金渡與候様口ニ付、荷物引受賣捌候。則東浦賀干鯛商賣ニて根元ニ御座候。」⁽⁶⁾

かくて房總の干鯛は浦賀に集められ、其處を經由して關西へ輸送された。關西漁師の植民地的漁業の前進根據地として浦賀は漁船の出入繁く、天正年間既に十五戸の干鯛商人の存在を見た⁽⁷⁾と云はれる。

かゝる植民地的漁業は江戸を中心とせる關東の發展により漸次後退せざるを得ない。漁師はその土地に定住化され、漁獲品はその土地の周圍で消費される。先づ干鯛の好漁場で最も早く浦賀商人の手を離れたのは銚子浦である。飯岡・外川・銚子一帯は地理的に浦賀に最も遠く、又利根川の水運を利用し得る地位にあつた。利根川を遡行し、境・關宿・行徳を経て江戸に至る高瀬船による交通は、奥州諸藩の米穀を安全に輸送するの必要から、既に正保の頃より開拓され、承應年間には仙臺の陣所も銚子に設けられ、その他諸藩も競うて之に倣ふの有様であつた。故に銚子は奥州と江戸との仲繼港として米商人の發展が見られ、又奥州下りの雜貨扱問屋なども出來、活潑に活動した。かゝる背景の下に富を蓄積せる利根川沿岸商人が、土地の産物干鯛を採り揚げて、關東の奥地や江戸へ送つて利益を求めんとするは當然の経路である。

かくて銚子浦の干鯛を主として引受けた江戸の銚子場は他の三場に先じて創立された。これより先、市場を作つてはゐなかつたが干鯛商人が數人江戸に居た事が「大日本産業事蹟」には見られ、それも銚子濱方と連絡があつたと云はれる。「寛永十四年始めて之を江戸に輸送し、所縁の商人に賣捌を爲さしめしも、當時諸國よりの廻船少く買入太だ罕れなりし。(中略)承應年間に至り江戸北新堀の鹽屋清十郎、田中庄次郎及び南茅場町の網屋市郎兵衛なる者の三人、銚子の濱方と協議の末、始めて干鯛・搾滓の賣捌問屋を開き、次で仲賣等も出來て賣買次第に擴張せり。」⁽⁸⁾此等の問屋は元禄八年深川西川横町に干鯛揚場を築き、翌九年海邊新田へ移轉し銚子場となつたと同書は説く。原典を缺くが恐らく事實であらう。銚子場創始に關する次の文書によつても、かゝる問屋仲買の既存が確められる。

「銚子場之儀ハ先年未タ揚ケ場も無之節、矢田部、東下、銚子、飯岡三ヶ濱ニ而深川干鯛場借地いたし場賣候處、其節仲買之もの差障リニ相成出入ニ罷成候處、濱方勝公事ニ御座候。其砌右深川場拂地ニ出候處、濱方ニ而買請申候。其節六軒之間屋衆頼ニ付、右場相渡し無滯干鯛賣買は勿論六軒之間屋衆中ハ網商人へ取置候證文委細ニ書入有之候。」⁽⁹⁾

この時の六軒の間屋は水戸屋治郎右衛門、加田屋助市、田中屋庄次郎、網屋市郎兵衛、鹽屋徳兵衛、網屋惣三郎⁽¹⁰⁾であつた。

次に夷隅海岸及び九十九里ヶ濱の干鯛が江戸に賣買さるゝ様になつたのは、大體浦賀干鯛屋の衰微に待つものであつた。前進根據地としての浦賀の繁榮は元禄の頃まで續いた。浦賀の干鯛商人は寛永十九年向井將監によつて問屋職を仰付られたが、元禄五年には年貢・諸役を勤むる外、運上を差出し、西浦賀平根山の東海岸に築いた燈明臺の維持費・修繕費をも全部干鯛問屋が受負ふ全盛さを示した。然るに其後三文字屋又右衛門と云ふ商賣不鍛錬の者が輩

出した爲、濱方の不信を買ひ、遂に房州和田村の庄司五郎衛門が干鯛の江戸積送りを初めて行ひ、以後房總浦々より九十九里ヶ濱迄も海上廻しにて江戸積送りを實行した爲、同十四年深川永代町に干鯛揚場が取立られ、續いて江戸各地に揚場の増設が見られ、浦賀は衰微の一途を辿つたと云はれる。⁽¹¹⁾「江浦干鯛問屋仲買根元由来記」によると、永代場は江戸の干鯛場の創始の様に書かれてあるが、之れは明瞭な誤である。その記述は恐らく海上廻しによつた干鯛荷が、浦賀を経ずして江戸に直送された其の初めを永代場に求めたと解釋すべきであらう。永代場及び其後に設けられた元場・江川場はかくて浦賀の衰微に於いて發展を見たのである。

さは云へ、浦賀の衰微は三文字屋個人の商賈不鍛錬のみに原因するものではない。江戸に浦賀が漸次壓倒されたのには、より大きな理由が存する。第一に覇都としての江戸の確立である。それは單に龐大なる消費者をこの都市が包含したと云ふのみではない。江戸と大坂との間に大なる海陸の運送路が拓け、更に關東・奥州への交通路が江戸を中心に型作られた。浦賀は關西への物資の仲繼市場であつたが、その地位は明かに江戸に奪はれた。のみならず新しく開拓された關東の原野を後に控へる江戸は、干鯛市場として浦賀より遙に好位置にあつたと云へる。第二に房總の漁場が植民地的漁業から定著漁業へと變化しつゝあつた事である。徳川初期の房總の漁場は大漁續きで沿岸漁村の膨脹は著しきものがあつた。例へば房州天津村は天正以前は百姓百七十八軒なりしものが、萬治より元祿にかけし頃には家數千軒余に増加し、一張に船六艘、人八九十人を要するマカセ網が内浦より濱荻村までの間に十七張、「生イワシ俵貳百五十俵位積三艘張ニ二張人數四十人乗」と云はれる大八手網が同村のみで三十二張、更に干鯛商人も木戸より谷まで三十人余、是も干鯛二百積二艘、舩船一二艘づゝ、給金取三十人位雇傭し、大漁には一軒で一萬五六千から二萬五六千俵干揚げると云はれ、村全體の漁船運上は年千兩に達した。⁽¹²⁾かゝる繁榮も大漁なればこ

そであり、元祿を全盛に、享保を境として漁獲高が減退するや、漁場の整理が行はれる。既にこの間、植民地的漁業から定著漁業への變化が著しく行はれてゐたが、不漁はそれに拍車をかける。この地に定住せざる關西漁師は多くこの機會に手を引いた。寛保比ヨリ上方商人網方アラアラ勝手仕舞ニ年々相登候。然共大八手ニテハ入目多分掛候ニ付段々小八手ニ致シ、人三十人位ツ、ニテ當御領主様ニ相成候節迄(寶曆頃)ハ大八手小八手十七張、マカセ網七張迄御座候。關西漁師の定著か或は引揚げによつて、漁場と關西との直接關係は著しく稀白になり、關西資本依存の仲繼商はその立場を失はれる。浦賀から江戸への勢力交替はかゝる背景の下に必然として行はれたのである。

最後に銚子場の例に倣つて各干鯛場の創始問屋の名を並べて置く。永代場は伊勢屋伊兵衛、雜賀屋忠左衛門の二軒。元場は藤井長兵衛、伊勢屋長右衛門の二軒。江川場は小川五右衛門、住吉屋庄七、橋本小四郎、水戸屋治郎右衛門、網屋市郎兵衛、和泉屋三郎兵衛、和泉屋仁右衛門、内田七兵衛、多田屋長右衛門、大黒屋藤右衛門、三河屋治郎右衛門、伊勢屋長兵衛、伊勢屋孫兵衛、天野五左衛門、尾屋喜四郎、湯淺屋與右衛門、大坂屋平兵衛の十七名であつた。⁽¹⁴⁾かくて元祿より享保にかけ江戸干鯛市場は確立され、關東に於ける集散市場としての地位は牢固たるものになつた。

(11) 永代場と元場を合して一組とし、江戸干鯛問屋を三組となす事もある。幕末頃小松町の元場は單なる揚場に過ぎなかつた故、斯く呼ばれたのであらう。(前掲「明治前期を中心とする内房北部の漁業と漁村經濟」下、九四頁)

(12) 「問屋再興調」八 寫本

(13) 前掲「明治前期を中心とする内房北部の漁業と漁村經濟」下、九四頁

(14) 良く引用されるものに「慶長見聞記」の地獄網の描寫がある。關東人の著者が江戸灣内で地獄網を操る關西漁師の活躍

を驚きの目で描いたものである。(「慶長見聞記」卷一「江戸叢書」卷二二三頁)その他八ッ手網・葛網・任せ網・地曳網を關東にもたらしたものは皆關西漁師である。

(5) 例へば九十九里ヶ濱の地曳網の發生年代についてさへ數説ある。(前掲「上總九十九里に於ける舊地曳漁業」上「社會經濟史學」第五卷第七號 九六頁)

(6) (11)「江浦干鯛問屋仲買根元由來記」寫本

(7) 「新編相模國風土記稿」卷百十三「大日本地誌大系」第四十卷 二九一頁

(8) 大林雄也著「大日本産業事蹟」漁業及水産(「日本産業資料大系」第四卷 八四頁)

(9) 「干鯛問屋記録」上 寫本

(10) (14) 「諸問屋再興調」八

(12) (13) 岸上謙吉編「安房郡水産沿革史」一二九—一三〇頁

二 問屋と濱方關係

關東大漁の頃の濱々の繁榮状態の一例を天津村によつて既に見た。關西漁師及びその附屬網商人の利益は莫大である。従つて其處に蓄積された富は他に投資される。或は土地に、或は漁獵品の販賣資本に轉化される。「網元モ夫々國元へ田畑買添、又ハ荻生網杯へ江戸表へ出店致シ、只今ノ栖久、栖原三九郎其外浦賀邊へ干鯛問屋色々ニ手廻リヨキ人々ハ今以繁昌ニ御座候」⁽¹⁾は天津村老人の文政八年の回顧談の一節である。江戸干鯛問屋はその初期に於いては多くかゝる濱方網元・網商人の投資に據るものであつた。回顧談にある如く江戸の干鯛問屋栖原三九郎、栖原

久次郎は天津村出身である。村田春海を出した村田屋治兵衛は春海を遡る七代の祖が九十九里濱の網元から分家した。⁽²⁾其他の問屋各戸に就いてその由來を尋ねる事は出来ぬが、その屋號の大部分が紀・勢・泉の地名を採れるは房總に活躍せる漁師の末裔たるを示すものであらう。

その初期に於いて江戸問屋はかゝる資本關係から、對濱方の地位は著しく從屬的であつた。獨り資本關係ある問屋のみでなく、全く獨立の問屋と雖も同一である。江戸に既に干鯛問屋仲買の存するにも拘らず、銚子浦網商人の江戸直賣買を阻止し得なかつた事は、銚子場創始に關する前掲文書に見らるゝ處である。然るに時代の推移と共にこの關係は正に逆の關係へと發展し、江戸問屋は網元・網商人を逆に壓倒し、彼等を從的地位に立たしむるに至つた。その原因としては第一に消費地に於ける加工商人の出現がある。濱方に於ける網商人は「網主に專屬して大場の獨占的購入權を有し、自らの計算に於て、それを干鯛、粕、田作等に加工して仲買又は問屋に賣渡す水産製造人」⁽³⁾であつたが、その業務を江戸乃至浦賀問屋が代行する。流石干鯛製造には廣い干場を必要とする爲、江戸にも浦賀にも見られなかつた様であるが、粕製造場は浦賀に見られる。弘化四年八月浦賀に火災あつて同地の干鯛魚屋場を全焼したが、その際「竈拾壹軒」類焼とあるは粕製造所の事で、同所では水鯛を買取つて粕に製造したが、その價は屢々江戸相場より安く賣捌き得た。⁽⁴⁾又粕製造の際採れる魚油の精製は川邊二十八番組魚油問屋によつて早くより江戸に行はれ、一時中絶して紙漉製方に於いて營まれたが、魚油問屋の抗議に會つて同二年廢された後も、幕府の油政策のために再度の設立が命ぜられ、此度は政策的意味から「何れも身柄相應の」干鯛屋共三軒と魚油問屋二軒とに仰付られ、同七年深川小松町・伊澤町・冬木町に真拔魚油製造所が建られ、天保八年には八千二百九十八樽、九年には三千九百四十六樽、十年には二千九百九十六樽といふ數字を擧げ得た。⁽⁵⁾かゝる事は網商人の勢威を衰へ

さする所以であらう。

第二の原因としては江戸問屋が單なる委託販賣問屋たるの地位から脱し、商品確保の安定化を圖る爲に仕込をなす様になつた事が考へられる。網商人乃至網元は將來生産せらるべき干鯛と粕を擔保として、前借をうけ、これを資金とする。従つて網商人のみが江戸問屋に束縛されるのではなく、網商人が排除され、直接網元をその從屬關係に立たしむる。かゝる關係は既に早い頃より存在し、安永の「漁村維持法」にも述べられ、吉井氏の前掲論文の中にも文政八年上總片貝村の網元が江戸問屋からの前借に束縛せられて、他國へ干鯛を直送し得ぬ文書を掲載してゐる。⁽⁸⁾仕込金は年を追ふて増大する。「本場古八手網冬職仕入金以前は七八十兩位、上綱ニ而百兩止り位候處、近年人足高直ニ罷成候由を以 次第相増、只今ハ金百五拾兩又者二百兩位ニ罷成。」この記事は幕末の事であつたが、人足質の増大はより早き時代にも、又どの濱浦にても苦痛とする處であり、既に天明三年九十九里ヶ濱の網元はそれの故に問屋の仕込金が不可缺なものとなつてゐた。即ち人足は「一網ニ付五七十人宛余も相懸り候得共 其浦々斗り之人夫にてハ無御座候。近國所々相雇候處、此節右之人夫呼集メ不申候而ハ差支之儀ニ付右人夫を扶助致候。」其の際萬一仕込金を「借り不申候而は差支候儀ニ付、當年之漁稼難相成、一ヶ年綱付置候へハ悉網こもけ、一向來年ニ至り相立不申、又々新規網拵候様ニ相成候而ハ大造ニ仕入金借り不申候而ハ漁稼難相成、其上差當り浦々渡世難澁ニ相成勿論、御公儀様并御地頭様へ差上候御年貢御運上も差支候」程度に達する。問屋の仕込は濱方網主にとつて最早商品擔保の前借以上に出で、それ無くんば漁獲すらし得ぬ事態にまで立至り、資本的に全く問屋の從屬關係に追込まれて行つた。

かゝる状態であつたから干鯛問屋の仕込金の調達は、問屋にとつて最重要務となつて行つた。「私共儀は前書之通り身上限りニ濱方へかし込、問屋株之元手と申ハ仕入浦々之儀ニ御座候、然ハ貸金高有無共に仕入場所ニ而干か問屋第一之商賣ニ御座候。漁獵に對する問屋の仕込金額は莫大である。天明三年九十九里ヶ濱網元への江戸干鯛問屋の仕込金残高は四萬千八百三十兩余に達したと云はれるが、當時江戸に商賣をなし續けてゐたものが四場、合計して十七軒、一軒あたりにして九十九里ヶ濱だけで二千四百兩余の數字が出る。この多額の金額を問屋は何處から拵出したか。仕入金之儀は問屋共銘々有金斗ニ而ハ大造之金高之儀ニ付、中々貸渡し儀も難行届候得共、問屋共銘々金主も御座候而是迄仕入金貸渡し來り候」として自己資本以外からも求めてゐる。この金主は何人であるか解らぬが、嘉永年間の間屋再興願にも問屋解放の結果は金主がその調達を肯ぜず、問屋營業を困難ならしめた旨が強調されてゐる。⁽¹¹⁾その他網組合として仲間内で仕込金の融通をなす事もあつた。「全體私共網組合之儀ハ先年ハ弱手之間屋ハ相互ニ助合、金子等才覺致遣候事故、問屋商賣相休候節ハ組合ノ内も其問屋へ大造之貸金有之候儀ニ付、右問屋休株之儀ハ仲間へ相渡、云々はその存在を示してゐる。

然し各濱に於いて仕込金の要求に大小有無あるは云ふを俟たない。房總沿岸に於いても仕込金を多く要する場所は夷隅海岸と九十九里ヶ濱であり、少くして濟む場所は房州南海岸、全くそれを要せざる場所は銚子浦であると云はれる。銚子、飯沼、飯貝根、網引、荒野、今宮ニは商人澤山有之、江戸仕入請不申土地ニ而⁽¹²⁾とある。従つて江戸の銚子場問屋、その他利根川沿岸の干鯛市場、例へば關宿の間屋などは仕込金の用意を多く必要としなかつた。それだけにその利益の反面、銚子場問屋は濱方に比較的弱く、その網商人とは販路を争ひ、創始古きにも拘らず幕末に近づくにつれ不振状態に落入つた。

最後に江戸へ來る干鯛と粕の産地を擧げて置く。その地域の廣範圍なるは、勿論幕末(嘉永)の事であるからに外

ならぬ。江戸近傍より初めて、東京灣内上總側は富津より、相模側は鎌倉・浦賀より以北を「内海」と唱へ、「葦干無砂上粕」を産した。この地の濱商人は「買廻り」船に乗つて漁船より水鯛を買ひ集め、粕に製したのであつて、他の濱の如く網元等と直接契約はなかつた。富津以南洲之崎までは「内房州」。鯛網少く、勝山に僅か魚油を産した。太平洋に望む房總海岸には好漁場が三つある。南から夷隅海岸、九十九里ヶ濱及び銚子浦であるが、夷隅の南にも鴨川から江見村へかけての「中西」、布良から洲之崎へかけての「大西」なる漁場がある。中西は無砂にて上品な粕の産地であり、大西は漁獲に多寡を生ずるが、「西方干鯛」として身薄なれども上等な干鯛を産する。夷隅海岸、詳しく云へば房州天津邊より上總大原邊まで八ツ手網使用の岩場の海岸は漁獲多く、品も「房州本場干鯛」と唱へられ名聲があつた。大東崎より下總椎名内へかけては砂場、地曳網漁場の九十九里ヶ濱。九十九里ヶ濱と云つても大體三つに區分される。ムツ松より濱宿までを「南場」、天木より木戸迄が「北場」、それより以北が「下總場」である。南場は鯛を洗ひ粕焚する故、粕の出来良く、干鯛も厚筵であるが、北場は鯛を洗はざる爲、粕に砂多く、干鯛は薄筵である。下總場はその中間と云ふべく、粕は北場より稍良く、干鯛は厚筵である。椎名内より再び八手網の岩場海岸となり、其處から利根川口へかけてが銚子浦。干鯛は特に「飯貝根干鯛」と呼ばれ名代であつたが、幕末に及んでは寧ろ粕・魚油を多く産し、殊に飯岡は優れてゐた。利根川以北常陸の波崎・矢田部一帯の砂濱は干鯛、中の湊附近は粕を産したが、それより北は粕の産があつても品質は劣り、氣仙沼に至つて初めて上粕が出来た。それより南部領釜石、大槌領大槌、宮古領宮古、いづれも粕の産地であつたが、品質は大槌が優れてゐた。更に北、八戸領湊は粕多く、江戸出荷も多分にあつた。海を渡つて松前領蝦夷には鱒・鯛・鮭の粕が産出せられた。⁽¹⁷⁾

徳川時代江戸に蒐集せらるゝ干鯛と粕は房總の所謂、本場・九十九里及び銚子浦が最も多かつたが、その後漸次漁

獲高の變化により北に移動した。次の統計は明治も二十年代のものであるが、東京への干鯛と粕の輸入高は北海道・三陸・近海の順となり、徳川時代殆んど獨占的であつた房總地方を含む近海は云ふに足りない金額の低さを示してゐる。

干鯛と粕の東京輸入高表⁽¹⁸⁾

粕		干鯛	
明治二一年	一、七二四千圓	明治二三年	一、八七二千圓
北海	一、二四〇千圓	北海	一、四九九千圓
内陸	三〇九	内陸	二二四
近海	一七五	近海	一五九
計	一、八九二	計	二、〇二三

以上の表によつて干鯛が全く減少し、粕が魚肥の大部分を占むる様になつた事も注目し得る。

- (1) 前掲「安房郡水産沿革史」 一三〇頁
- (2) 前掲「干鯛問屋村田春海の家」を参照せられたし。
- (3) 前掲「九十九里舊地曳網漁業」 一六〇頁
- (4) 佐々井信太郎編「三宮尊徳全集」第七卷 書翰 一一七二頁
- (5) 「水魚賣買凡百俵見積り候て、代金拾兩より八九兩迄之由に御座候」 是は水魚相場に候間、粕出来上り相場とは相異

なり申候。乍去右水魚相場を以て、當節江戸相場に引合候ては江戸表格合殊之外高直に存候。浦賀干鯛問屋發信書翰の一節。

(前同) 第八卷 五六頁

(6) 前掲「日本財政經濟史料」第三卷 二四二―四五頁

(7) 佐藤信季「漁村維持法」卷下(日本經濟大典 第十八 三二頁)

(8) 前掲上總九十九里に於ける舊地曳漁業(前同 第五卷第八號 六四、六五頁)

(9) (16) (17) 喜多村富之助「粕干鯛商賣取扱方心得書」嘉永五年著 寫本

(10) (11) (12) (13) (15) 「干鯛問屋記録」上

(14) 「諸問屋再興調」八

(18) 「東京商工會第五統計報告」二七頁。同「第七統計報告」寫本

三 問屋と取引關係

幕末に於ける江戸問屋の干鯛と粕賣捌範圍は西は大體兵庫止りで、それ以西は兵庫市場を仲繼として取引された。販路を問屋用語で云へば、紀伊・和泉・大坂・灘目・兵庫地方を「大上」、伊勢・尾張・三河邊を「中國」若くは「東海道筋」、それから、遠州「駿河」、關東を「地廻り」と稱した。各土地々々によつて需要する品質に適否あり、取引商人に氣質の差ある事は此處では觸れない。

初め東海道筋より上方にかけての干鯛と粕の輸送販賣は浦賀干鯛問屋が行ひ、これが元祿以降江戸問屋に地位を奪はれて行つた事は前述した處である。關東に於ける販路も恐らく同様であらう。然し關東の販路開拓に障害になるものは浦賀問屋のみでなく、利根川筋の富商、例へば銚子の網商人、關宿の干鯛屋等が有り、然も彼らは大需要

地たる關東平野の中央に位し、江戸より遙か好地位に存在してゐた。然るに江戸は漸次それら新市場を開拓し、征覇を遂げて行つた。その原因の一は仕込金による入荷の獨占であらう。天保六年二月、武藏國橋本・多摩二郡五十六ヶ村の者が江戸町奉行に「干鯛と粕直買願書」を提出した事がある。彼等の申分は「私共村々田畑肥之儀、安房上總下總相模國其外浦々々干鯛と粕等從來直買仕相用來り候處、近年江戸干鯛問屋共差障り直買さし妨難澁至極」といふ譯であるが、江戸問屋側から云はすれば仕込の投資によつて江戸問屋を通過せざるを得ないのである。⁽²⁾仕込の増大は獨占の強化となり、他の商人の介入を許さなくなる。原因の二は干鯛と粕の多様な品種が江戸に流入する事である。江戸は關東・奥州から入荷がある許りでなく、量は少くとも關西物・北陸物も入手し得る。肥料は土地により適否がある事は江戸問屋の強味を増す。原因の三として多量の調達には江戸問屋を俟たねば得られぬ事である。例へば下館藩の干鯛御用は江戸問屋の多田屋又兵衛である事、又二宮尊徳が下館で尊徳仕法を行ふため干鯛を必要とする時、下館・關宿・浦賀の干鯛屋では間に合ひ兼ねたこと等は之を證明する。⁽³⁾

江戸問屋は斯様にして着々販路を擴大し、勢力を強め、更にはそれを維持し、存續するに大なる努力を拂つた。二三の文書を以て例としやう。

「一筆啓上仕候、先以其御地愈御堅勝ニ可被成御座珍重ニ奉存候。御地漁事之儀其後如何御座候哉、追々御吉左右奉待入候。

一常陸原羽崎浦々之儀、銚子庭開闢御^{不明}意之御取引前以外場送者不被成候得とも、年久鋪中末々至御心得違イ爲無之、猶も被入御念常陸原羽崎浦ニ而取揚候粕干鯛銚子庭江送可被遣筈、縦相庭高下ニハ地賣等相成候節は買主相斷、銚子庭へ送り可被遣趣を以、三十ヶ以前堅く御證文被遣有之處、其御浦先月中漁事之御荷物地賣外賣ニも相成候様

子承、私とも不審仕候。兼而當地仲間申合も有之、荷物差留メ置、御地へ及御對談申筋ニも候得とも、彼是相繼候も氣之毒ニ奉存、此度ハ及其儀不申候。尤近年打續諸浦不漁、濱江戸とも御互ニ難澁之時節ニ候付ハ、御勝手ニ付御荷物地賣相成候とも、以來常陸原羽崎浦御取揚御荷物先年御契約通、一字、銚子庭組合江つミ送被下候様、御一統被仰合被下度奉存候。右之段御頼申上度如斯ニ御座候。恐惶謹言

申(安永五年)十月

銚子場問屋中

(4)
常陸原 網商人衆中様
羽崎浦

これは常陸國の原・羽崎浦の干鯛は江戸銚子場問屋へ、價格の高下に拘らず送らるべき約束があるを無視して、他賣・外賣するは不届であるとの抗議文である。

「一筆啓上仕候。先以其御表御沙彌御堅勝ニ可被成御座珍重御儀奉存候。次ニ當方無異儀罷在候。乍憚御安心可被下候。

一房州表ハ干鯛荷物大坂江積替之儀、其御地江御世話頼參り候尊承り申候。左様ニ相成申候而者、往々難澁之儀ニ御座候。勿論御存知之通り仕入庭所之儀ニ御座候ゆえ、印名前等も相調申度候間、若右躰之荷物其御地江積廻候ハ、何卒御差留メ置被下、早速當地江御知らせ被下候様仕度御頼申上候。近年不漁之砌ニ御座候へ者、如何躰之儀も難斗奉存候ニ付、別而御頼申上度、態々以飛脚如斯ニ御座候。恐惶謹言

二月八日(安永七年カ)

江戸兩庭干鯛問屋中

(5)
浦賀干鯛屋衆中様

これは房州の網商人が干鯛六百俵の大坂直賣を計畫して、浦賀干鯛屋に仲繼を頼んだのを聞き込みし江戸問屋が、浦賀干鯛屋にその拒絶を要求し、併せて積送人及びその商品名を知らず様依頼せるものである。以上二通の文書は濱方生産者が江戸問屋の仕入關係を無視して、直接販賣せんとする不法を抗議したものであり、その結果は文書によつて見るを得ざるも、恐らく江戸問屋の要求が通つたものと推測される。

生産者側の直賣が一方目論まるゝと共に、他方消費者側も江戸問屋の仲繼を排して生産者より直買せんと計畫する。殊に享保以後の關西地方の不漁、或は干鯛仲間内の分裂などが、大坂の一部干鯛商をして關東漁場からの直買を企だてさせる。特に大なる資本を投下して房總の潰れ網を再興せしめ、江戸問屋の仕入場所と接觸せしめる事なく、直接購入せむとする試は屢々行はれたものらしく、九十九里ヶ濱のみにても寶曆五年、明和元年、同三年及び天明三年にその願書が提出されてゐる。こゝでは天明三年の場合を例とする。

同年の三月、大坂商人備後屋儀右衛門、播磨屋藤兵衛、高濱屋新右衛門の三名が金主仕入元であつたが、九十九里ヶ濱の漁師を表面に立て、同濱の潰網三十張を新規に取立て、干鯛を製し、江戸と大坂に會所を建て賣捌き、その代償として年百兩の冥加金を差出すとの願書が江戸勘定奉行に届けられた。即ち

「乍恐書付を以奉願上候

一酒井作右衛門知行所上總國武射郡求名村藤兵衛、稻垣藤四郎御代官所同國同郡小關村彦右衛門外二人、右惣代森山源五郎知行所同國同郡木戸村紋十郎、彦太郎奉申上候。上總下總兩國海邊通村々近年不漁ニ付、干鯛地引網仕入金致吳候者無之故、網主共困窮仕、數多潰網ニ相成、渡世仕候者不及申上村々一同難儀仕候。然レ共近頃ハ漁事少々つゝ稻見得候得共、破網ニ而漁獵難相成候ニ付、右浦之網主共仕入致吳候様一同相願候ニ付、浦々網主共々願證

江戸の干鯛と粕市場

七九 (一三九七)

文取候得共、私共ニ而は右金之仕入難相成候ニ付、大坂表干鯛引請候者相糺仕入金差出し吳候様相頼候處、近年大坂表干鯛荷物少ク、近國へ不行届所多有之候。尤上方邊へ干鯛肥ニ無之候而は田畑とも出來方不宜、年々不作相續キ難儀仕候ニ付、此度仕入金差出、干カ荷物引請賣買致候ハ、作方宜相成諸國とも相助り可申候間、早速網數三拾乘ハ承知仕候。尤荷物引請次第追々仕入金差出可申候。然共大金差出仕入仕候事故、荷物取ベリ未熟ニ無之様仕度旨申候ニ付、浦々差障り候干カ荷物江戸芝邊へ爲付送、夫大坂表へ廻船仕度、左候得は右廻船浦々参り候干カ荷物爲取ベリ江戸大坂兩所へ干鯛賣場御免札被成下置候様奉願上候。右願之通り被仰付被下置候ハ、浦々漁獵渡世之者へ不及申上、浦付之村々百姓一同相助候儀ニ付、乍恐爲冥加壹ケ年ニ金百兩宛御上納仕、追々船數相増次第干鯛荷物取高を以、年々冥加金相増御上納可致候。且又御上納金家質地面佐、券可奉差上置候。勿論私共仕入網之分ハ貳分之割を以、荷物取上賣買仕候儀ニ付、納ニも口手ニも相成候間、偏ニ御慈悲を以右之段御聞濟被成下、願之通り江戸大坂兩所へ干カ賣庭御免札被成下置候ハ、浦々一同相助難有仕合奉存候。

卯三月

これに對して江戸問屋は不許可を請ふた歎願書を提出した。長文の事故大意を述ぶるに止めるが、若し願の如き新問屋が設立さるゝ時は四つの不都合が生ずると云ふ。即ちその一は江戸問屋を仲介とする整然たる仕入・販賣網が紊亂し、江戸問屋の存続を危くする。新問屋の成立は江戸問屋の仕込をうけてゐる荷主の荷をも新問屋に吸収せしめる。蓋し從來からの仕込金の差引を免れるからに外ならぬ。尤も新問屋側は潰網取立により製した干鯛は、積送りに際し特別の包装をなし、紛れなく取引する事を主張するが、荷造の模造・印替への如きは容易く出來る事で、不正積送りを防止し得ない。その二は新問屋の成立による先行きの不安は江戸問屋の仕込金を減少せしむる。江戸

問屋の資力を仰がずば全く漁獵し得ぬ濱が多く存在する。その三は江戸問屋の仕込金は莫大な額に上る爲、多く他から融通を求め、新問屋の出現はそれら金主に不安の念をあたへ、問屋の才覺を覺束無からしむる。その四は潰網の取立には江戸問屋の許可を要する。何故ならば潰れ網になる前江戸問屋は該網に仕込金をあたへてゐた。而してその仕込金が辨濟さる事なく廢棄されたのである。故に潰網取立者は先づ江戸問屋に許可を求め、辨濟する必要があると云ふ。更に江戸問屋は之に付加して、新問屋に若し辨濟の意思ありとも、辨濟金高の算出は年古き潰網の事故今更調べ兼ねるし、又その間潰れた問屋もある。潰れた問屋の仕込金は當然株の讓渡と共に、讓渡された問屋に移るのだが、かゝる入つた仕込金の算出は殆んど不可能であると主張する。

寶曆・明和の場合と同様であるが、この紛争は江戸問屋の主張が通つて、同年十一月二十八日干鯛仲間一統が奉行所に御禮を言上し、九十九里ヶ濱漁師の願は却下された、江戸を中心とする仕入・販賣網を整然と維持するの希望は、獨り江戸干鯛と粕問屋の持つるものでなく、幕府も亦それを支持してゐたのである。

(1) 前掲、粕干鯛賣買取扱方心得書。この部分は山口氏の「九十九里舊地曳網漁業」の二八二頁以下に全文が引用されてゐるから参照されたい。

(2) 「干鯛と粕直買願書并買入方議定一札」寫本。

(3) 前掲、二宮尊徳全集、第七卷。二宮尊徳・山内總左衛門(下館藩士)・前田瀧州(浦賀干鯛屋)・多田屋又兵衛(江戸干鯛問屋)間の書翰の往復。

(4) (5) (6) 「干鯛問屋記録」上

四 市場取引と口錢

江戸の干鯛と粕市場

銚子場創始の頃の問屋は純然たる委託問屋で、仲買への賣渡代金の幾分かを口銭として濱方より受領した。この口銭が漸次種々なる名目の下に増加した事は次の文書によつて明かである。

「銚子場小屋焼失後各方頼ニ付、管せん壹文づゝ御取被成候處、其後再應御頼ニ付壹文五分に罷成候。是も年季有之儀と相心得申候。最早年季も明ヶ候哉相分り不申候得とも、同様管銭御引取被成下、尙又申入候ハ銚子場初之時分六軒之間屋衆頼ニ付、藏敷壹ニ付貳文づゝ、是ハ少し餘慶ニ候得とも川岸ハ藏揚ケ日用等も有之故、右揚ケ出し入ともニ貳文づゝ御頼ニ付出し來候。然る所何つ之頃ハ哉出し入と申外ニ掛りもの御座候。先年證文ニハ貳錢之外何も掛りハ無之候。」

一時火災後の救済の意味で取得し得た管銭がやがては定式のものとなり、更に藏敷料や藏出入料等が増設される過程である。これが天明元年六月改正され次の取極が結ばれた。

「天明元年丑七月六日兩場寄合之上粕干かとも向後買出し衆立合之上相廻し可申候。尤買出し衆早朝ニ相揃可申事。附り右之 藏入ものハ物元廻しハ貳合づゝ切、元廻しハ二匁廻しニ而、はし元から賣初候事。并ニ藏しき掛りもの相改左之通

一藏 鋪 粕五百俵詰メ

千か七百俵詰メ

油三百樽詰メ 四拾五匁割

但し詰合一日 粕百俵四分

千か百俵三分

魚油百樽七分

二藏出し入 粕七文

千か五文

油八文

一奥濱との庭錢 粕壹文

油四文

庭掛りもの 粕七厘

千か五厘

一南部仙臺 庭せん壹厘

場掛り七厘 八厘つゝ

但し見合もの右割合

一陸出し 粕干かとも 四厘宛

右之通相究申候 以上

兩場仲間中

天明元年丑六月

この文書の重要なものは掛り錢の改訂ばかりではない。問屋と買出衆が立合の下に「廻し」品質・量を検査し、不正は改装する一を實行する事を初めて聲明したことにある。從來問屋は濱方より送らるゝ荷物をその儘買手に賣

捌き、その間何らの検査を爲し得なかつた爲、濱方の品質や數量に關する不正を只黙認せねばならなかつた。この事は常に買手側の不満の種となり、現にこの時の聲明も上方の買手筋より強硬な要請あるの結果であつた。「一近年上方積登り粕干鯛とも廻し切有之難澁之旨、大坂紀州和泉路追々連狀下り、當年伊勢筋よりも連狀を以申參候ニ付、兩場寄合相談之上、已來粕干かとも廻し方入念時々立合改申積り、粕ハ荷かさも無數事故、上方積足節ハ銘々貫目札付ニいたし、送狀表へ記し登ス」検査を嚴重にする事は濱方を不利にするは言を俟たない。この點にても江戸問屋を濱方本位の、單なる口錢獲得の委託問屋から脱却せしむる。こゝに濱方より嚴重なる抗議が銚子場問屋に發せられる。

「天明元年五月十一日參り候

口上書

矢田部村 東下村 銚子

先達而干鯛廻し方立合改ニ相成候由被仰下候得共、濱々網商人大勢之儀ニ御座候得ハ、誰先達而否返答も不申入候而先其分ニ差置キ候。其後積送り候干鯛賣付參り候處、廻し方何様壹割方之不足ニ御座候。彌相改メ之儀ニ御座候ハ、網商人へ及御相談ニ、双方熟談之上御改メ可然哉と奉存候處、其儀無御座不埒成被成方不得其意候。……(中略)……山廻しと申者何れ高下御座候。依之度々廻し方之儀ニ付兎や角いたし候儀御座候。山なし摺切ニいたし候而も買人之心持ニより賣買相成可申候。彌仲買立合廻しニ被成候事ニ御座候ハ、摺切ニ改メ替申度候。此儀御相談不申候ハ、屋張先規之通賣人之心儘ニ廻し方ハ可被成候。右兩様之内何分及御相談候。……(中略)……銚子場始之時分六軒問屋と申ハ賣問屋ニ而仲買ハ外ニ御座候。只今ハ何れも仲買を兼候事ニ御座候。然とも廻し方等之儀ハ、外仲買之申候など用候事ニハ無之候道理ニ御座候。……(下略)……」

意味不鮮明な處もあるが、兎も角嚴重なる抗議たることは疑を入れない。然し結局濱方の抗議は入れられなかつた。江戸干鯛問屋は濱方から獨立した地位をこの時既に確立してゐたのである。尙、廻し方は外商賣の仲買では既に行はれてゐるが、問屋仲買の合併されてゐる干鯛問屋では、今更行ふに及ぶまいと云ふ最後の一句によつて、當時既に問屋が仲買を兼て居り、從來仲買の取得した買口錢をも問屋が收得するに至つてゐた事が解る。廻しの實行は濱方の不正をたゞし、實際の集荷の上に江戸問屋を利したが、他方買手側からはその手数料を徴收した。

「覽

一南部仙臺へ粕直し貫掛賃共 壹俵貳分宛

一近濱へ粕直し貫ならし銘々貫掛ちんとも 壹俵壹分宛

一十九里干鯛口かいり 壹俵壹厘五毛つゝ

一阿州行干鯛かいりもの 壹俵壹分つゝ

右之通兩場相談之上相究メ申候。以上」

問屋の收入を全部口錢とする廣い意味に於いての口錢は、斯様に漸次擴大して行つた。幕末にはどの程度になつたか。粕干鯛取扱方心得書により市場取引の方法を説明し乍ら、幕末嘉永年度の口錢を示して見たい。

先づ濱方より干鯛へ粕積の廻船が江戸に着くや、船頭は名宛ての問屋へ送狀を持參し、入船帳へ記入する。送狀は船頭持歸り、陸揚荷物の俵高、亂俵・澤手の有無の検査を船宿より受け、その旨裏書される。裏書をうけた送狀を再び問屋に持參すると、問屋は送狀と裏書を比較し、辨償を要せぬ程度の損害の場合は運賃の半額が手交され、船

頭は其旨入船帳にしたため、問屋は送状に裏書をなし、送状は再度船頭の手に還る。運賃の全額が船頭に渡されるのは一ト上下した次の着船の場合である。送状交換に全額支拂はれる時、廻しの結果として掛欠その他の辨済ある時は差引かれ、揚船宿懸銭、揚場管銭、番銭なども問屋を経由して支拂せられる。

市は定まれる市日一例へば初市(房州物初市は正月四日、奥州物初市は同五日、魚油初市八日)仕舞市(七月十一日)或は納市(大十二月は廿六日、小十二月は廿五日)以外は着荷の有次第、荷嵩の間屋から廻状が出され、買出役が集められる。買出役の多寡に拘らず市はその日の正午に初まる。先づ揚船宿の出した見世俵により廻立を賣方・買方及び第三者立合にて行ひ、合格の分は俵札へ買方は印形を押し、賣方は水揚帳へ升目及び魚家銘を記し、其上で賣人役と買出役がその荷をはさんで「鐘を突」、即ち相方から値段を出し、追々それを接近させ、買出役の「上ヶ止り」で賣渡す羅賣買である。値段定まる時は賣方は水揚持に水揚帳へ記入させ、俵札は買方下役に手渡される。かゝる取引を繰返して市を閉ぢる。餘程の大漁でない限り略々其日限りで賣切れる。市が終ると賣方は揚船方へ手板と俵直し不足引合及び賣捌方譯口を通達する。濱買付の場合には賣方・水揚持・買方・濱買持・買方下役が會所へ集合し、濱買持をして濱買を記させる。

市の翌日は「見直し」があり、賣買方双方揚船宿の附けた買譯札を見乍ら俵を検査する。検査は升欠の有無、見本に對する現物の優劣であつて、不良の場合買方は入直しを賣方に請求し得る。見直しが無事済めば、其夜の内に會所へ賣買立合の引合せを行ひ得る。その上は賣方が仕切値段を定め、船便のあり次第濱方へ通知する迄である。

市の仕法は大體以上で盡きる。すべて江戸着の干鰯と粕はこの市を通過せねばならぬ。市場に出さず、勝手に問屋が商品を賣捌く事は嚴禁されてゐた。又問屋が初めての荷主より荷受けをした時は、市場の會所へ三日間その旨を

張紙する必要があつた。これは濱方の不正商根絶のためであつて、三日を経て尙他問屋より抗議なき時、初めて市に懸ける事が出来た。賣人役は濱方より荷物を引請け市場にて賣捌く役であるから、濱方より賣口錢を得る。當時賣口錢は干鰯と粕は金壹兩に付き銀壹匁、魚油は銀壹匁五分であつた。その他問屋は場懸り、持銀、藏敷等を濱方より得たが、嘉永六年の賣買仕法書によりその部分を抜書すれば次の如くである。

- 「干鰯魚と粕
- 賣口錢 金壹兩ニ付銀壹匁宛
- 場懸り 壹俵ニ付粕壹分宛干鰯八厘宛
- 持銀 金壹兩ニ付直合ニ而貳分
- 外と號 金壹兩ニ付直合壹分

但し右持銀貳分之儀者仲買方江相渡外壹分之儀者買方旅人江相渡申候。

右入船水揚が廿日之際ニ御拂ニ相成申候懸り物ニ御座候。
一入船水揚が廿日際直段下直ニ而御拂ニ不相成廿日目を藏入ニ相成候御懸り物左之通
藏鋪壹藏 干鰯七百俵詰と粕五百俵詰壹ヶ月銀四拾五匁割
詰合一日百俵ニ付干鰯三分と粕四分
藏出し入壹俵ニ付干鰯六厘宛と粕八厘宛
この外買出役より「皮」と稱し壹兩につき七分受取る。尙「外」と唱へ壹俵につき錢五文も買出役より受け取つたが、これは只預り、賣人役の場錢壹俵に付錢貳文と合して、益暮兩度に纏め會所に提出した。

他方買出役は買口錢を買主より得る。買口錢は金壹兩に付き銀壹匁五分の定であつたが、上方積の場合は上方積歩賃として粕貳文、干鰯壹匁五分、魚油四文を五節句毎に上方問屋より收得した。運賃その他一切の懸りは買出役立替拂の買主負擔であつた。これらの利益より所謂「皮」・「外」が賣人役に提出される事は前述の如くである。買出役は元仲買の仕事であつたが、仲買が問屋に合併されて以來、同一問屋から賣人役・買出役双方が出た。従つて賣買兩口錢は共に問屋の得る處となつた。その上問屋が濱方に仕込金ある場合、金利として貳拾五兩に付き月壹分が仕切値段より差引かれ、尙「引合相究候上、賣方は仕切直段相定、高下平均いたし、品々在切相認、便次第濱々江遣可申事」とある様に、仕切直段はかなり問屋の意の儘に定められた様である。荷主の遠隔、問屋勢力の大はその危険を増大させる。

以上は幕末永代場の、殊に海廻し品の取引及びその口錢である。これが銚子浦から来る場合、聊か趣を異にする。一は運送による差違で、所謂銚子浦から来る干鰯・粕は高瀬船に積み、利根川を経て問屋賣場へ直接揚げ得たので、揚船宿の懸り錢が不要である。これは海廻し以外すべて然りであるから、九十九里ヶ濱物でも陸出しは銚子場と同様である。二は銚子浦その他奥揚は「聞荷」と稱し、市引合の上にも一應荷主へ聞き糺し、荷主同意の上ならば賣方が荷物を捌き得なかつた。従つて引合後三日以内は買主側からも破談或は値切る事が出来、この點本場・大西物と大に異なる。蓋し銚子浦に於ける網商人の勢力に由来するものであらうか。「聞荷」にて値段折合はさる時は再び市にて賣直す事になつてゐた。

(1) (2) (3) (4) (5) 「干鰯問屋記録」上

(6) 前同 下

(7) 前掲「粕干鰯商賣取扱方心得書」

五 仲間の成立と其強化

江戸に於いて商業仲間が株として恒常的に認めらるゝ様になつたのは、人により見解を異にするが私は享保九年の事と思ふ。幕府は仲間による調整機能、特に物價引下げの効果を認めて、それを幕府監督の下に更に強化せんとしたのである。この時は緊急の物價政策遂行のためであつたから、日用品二十三種に限り仲間を認め、更に徹底を期して最必需品十五種に同十一年限定した。以後幕府はその実績を認め、十五種以外の商業仲間を或は天下り的に、或は仲間より請求せしめ、漸次廣範圍に涉り公認した。干鰯問屋仲間の場合は後者、仲間側の請求によつて元文四年正月公認された。その公認までの經由は左の文書によつて明瞭である。

「私共商賣躰ニ付元禄年中多數願人有之、就中元文三年午年深川前町ニ而勘兵衛・庄右衛門・六兵衛と申者、私共組合ニ而も無之、干加揚場新規取建、荷物引請取持仕候ニ付、私共々差支之儀申立、町御奉行所松波筑後守様江御願申上候得は、早速御吟味被成下、問屋ニ而も無之荷物引請候儀不届之段被仰渡、右引請候干鰯荷物私共組合へ引取賣捌仕、以來私共組合四拾三人其頃休株之もの貳拾貳人、都合六拾五人之外干加荷物決而引請申間敷段被仰渡、同六月廿三日濟口證文奉指上候。猶又其頃同所東平野町ニ而も同様之儀有之、之外色々願人とも色々ニ而金主とも難敷存、金子貸出しくれ不申、依之浦方仕込金荷物爲替金手支難儀仕候間、何卒組合取、浦方問屋一同ニ無差支商賣仕度段、其砌松波筑後守様へ御願御頼申上候得は、組合相定候而は結句手狭ニも可相成様ニ被爲聞召段々御尋被遊候處、私共組合之外干か商賣なし者御座候節、身元相糺、慥成者御座候、私共々奉願上候而、何程之人數にても仲間へ加入爲致、同様商賣仕度旨奉申上差支無之段、御吟味之上私共願之通御聞濟被爲成下、翌元文四

未年正月廿四日於御内寄合ニ私組合四拾三人言上、御帳へ御記被下置、則銘々印形奉差上、御威光ヲ以是迄商賣相續仕來難有奉存候。

文面によれば公認は人数の制限でなく、従つて完全なる独占ではなかつたが、問屋仲間加入以外の商家による干鯛の密賣買が嚴禁され、幕府によつて保證されてゐる。

然し仲間は利害を同じうせる同商品を取扱ふ商人の間には自然發生するものであり、殊に干鯛問屋の如く地域を同じうせる職業にあつてはその發生は極めて早い。かゝる私仲間が享保以前にも各種商人間に存在し、然も一應幕府もそれを認めてゐたらしい。勿論享保以前にも幕府は特殊事情のために仲間を公認した事はある。例へば警察的取締の必要から質屋振賣の仲間を組織せしめた如き、或は正徳年間新貨幣流通促進の爲に大問屋の仲間を公認せし如き、又享保六年大火後の物價對策として特殊商業仲間を認めし如き之れであるが、それ以外にも公認とまで行かず、默認程度に組合人数を書出さしめ、或はそれを改訂せしめる事があつた。それは獨立した法令の上に明確に現はれてゐないが、享保十一年四月の江戸町觸の中に、且又寶永年中問屋帳面差出置候。是又品數多く、其以後屆ケ不申出候者共も有之の挿入可によつて、かなり廣い範圍に涉つて幕府が仲間を調査した事を知り得る。干鯛と粕問屋の仲間も早くよりかゝる幕府の默認をうけてゐた。而して、その默認により如何なる恩恵を受け得たかは、次の文書に明らかである。

「元祿十五年願人有之候節組合人数御改ニ付、御勘定御奉行萩原近江守様へ問屋組合人数書差上申候。
一寶永三戊年十一月御當地諸問屋御改御座候節、私共組合人数書出候様被仰付、即町年寄北村、彦右衛門殿へ人数書差出申候。

一享保七寅年御當地ニ而干鯛引請問屋仕度旨願人有之、町年寄奈良屋市右衛門殿へ私共組合被召呼御尋ニ付、私共古來より商賣仕來候譯申上候處、右願人へハ不被仰付、私共組合無別條商賣相續仕候。

一享保十一年十一月大岡越前守様町御奉行御勤役之節、御當地ニて干か荷物三人ニ而引請異加金差上新問屋仕度旨奉願上候もの御座候に付、私共組合のもの町年寄樽屋藤左衛門へ被召呼御尋ニ付、則差障り之旨返答書差上候處、是又願人へ不被仰付、私共仕來通相續仕候。

一享保十二未年二月中町御奉行所へ新問屋仕度段願出候者御座候節、私共組合町年寄樽屋藤左衛門殿被召呼、商賣仕來候譯御尋ニ付、書付を以申上候處其段御聞濟被下置、右願人へハ不被仰付候。

一享保十二年九月御奉行大岡越前守様へ新問屋仕度段願出候付、段々御吟味之上、諏訪美濃守様御内寄合へ双方被召出、是迄諸浦在邊へ取替金相濟可申哉と願人ともへ御尋被遊候得共、取立相濟不申段申上候處、大岡越前守様被仰渡候は困窮之者共右之通り奉御願申上候。越前守様被仰渡候へ畢竟公事之種ニ相成候事を相願申段不埒成と御呵らせ双方罷立其後御沙汰無御座候。

以上によつて幕府は従前より仲間の存續を認め、新問屋の設立は舊慣を破るものとして許可しなかつた。然し他面全く増加を許さなかつたのではなく、銚子場設立の六軒の間屋が、其後永代場その他の設立増加によつて一時六十五軒の多きに上つた事は、之れを證して餘あるものであらう。要するに元文四年公認の際の趣旨は従前からの政策を只踏襲したにすぎぬものと云へよう。

然し「私組合四拾三人言上御帳へ御記被下置、則銘々印形奉差上」公認は、唯慣習を成文化したゞけに過ぎぬものだらうか。干鯛と粕問屋仲間のこの場合提出すべき仲間人数帳を見る事を得なかつたので明確な事は云へぬが、他

の仲間の場合では多く商業仕法書が同時に求められ、取引範囲、商品の種類、慣習、口銭、問屋人数が書出されてゐる。かゝる書類の提出は幕府の監督束縛が取引の上にも加へられる事にもなるが、他面公認による御威光を以て、独占強化に役立つた。干鯛と粕問屋の場合も恐らく同様であらう。但しこの時代の仲間の公認には冥加・運上、或は御用を勤むる事をその代償とした事もあつたが、干鯛と粕問屋にはそれが無い。僅かに年々御用干鯛として幕府の注文あるを調達するに過ぎなかつた。

公認された問屋仲間は純然たる独占ではなく、問屋数を時に増加させる事は出来たが、それには従来の問屋仲間の推薦を必要とした故、独占同様であつたと云へる。而して新加入の問屋は舊仲間規約を絶対に遵奉せしめられる。然し元文以降問屋数の増加もあるにはあつたが、大體は漸減の傾向を見せ、仲間内の淘汰によつて強力な問屋へ集中が行はれた。即ち元文四年の四十三人は明和六年二十九人になり、安永五年には二十二人になつた。更に文化年間杉本茂十郎が菱垣廻船積仲間を興して、各仲間より冥加を幕府に提出し株鑑札の下附を乞ふた時、干鯛と粕問屋も廻船は菱垣・樽兩積であつたが、同様冥加(二百兩)を出し、純然たる独占の株を得た時には十五人に縮少してゐた。以後表面株人数は減ぜらるゝ事がなかつたが、内容は變化が有り、強力な問屋が數株を兼ね營業を續けた。

江戸の干鯛と粕問屋仲間は以上の様に大體順潮に發展した。従つてその團結力は鞏固なものがあつたらう。前數節に述べられた問屋の發展・強化の數々、例へば濱方に對する問屋の劣勢克服、口銭の増大、關西資本の排除、販路の開拓、或は文化二年株鑑札の收得によつて干鯛と粕問屋は更に魚油を賣る事を得て干鯛と粕魚油問屋と名乗り得た如き、皆仲間の團結力の鞏固によつて達成し得たものであり、更に仲間内の融資機關としての網組合、問屋の仲間買併合等の仲間内部の充實は、その實力・勢威の程を物語るものであらう。

かく内外共に鞏固な團結を以て事に當つた干鯛仲間にも、荷物運搬の際の抜取りには手を焼く事屢々であつた。これは干鯛と粕仲間に限つた事ではなく、同時代の商業仲間のすべてが悩む所のもものではあつたが、干鯛と粕仲間のその場合の對策を示さう。荷物の抜取りは若し問屋の手代乃至藏預り人が悪心の者であれば揚場に於いても行はれる。然しそれ、問屋の嚴重な監視下であるから、あつても僅かであらうが、上方積廻船に於ける抜荷はかなり重大な問題となり得る。諸國より、積廻る船々又ハ上方江積登せる船々心得惡敷すじハ。油斷成さる者也。既に上方爲登。荷物登着之砌。先方にて當方。貫札に引合請取方被致。惣貫相調候處。兼而陸使を以。貫數申遺候より不足につき。當方算違有るべき哉とて。俵別貫札被差下。相改候處。全此方之判ニ而無之。積廻中船頭が不正の抜荷を行へるもので、然も他方「抜荷買人津々浦々にあるものにて問屋にとつて誠に「迷惑なる事」であつた。抜荷の一例として、天明元年四月品川沖で野菜商の附舟仲間が干鯛を抜取り、包装を替へ、再び干鯛問屋へ送つて、發覺した際の訴書の一部を掲げる。

「此度房州前原村忠藏と申名前之送狀を以、深川相河町忠次郎店清助方々干か荷物四拾五俵送り來候處市立無之節儀造り方紛敷相見へ候段、内味相改候處、右名前之房州前原浦々干かニ而ハ無御座、諸浦數ヶ所之干鯛入交有之候ニ付、其旨清助方へかけ合相糺し候處、前原村々參り候と申ハ偽ニ而深川熊井町清左衛門店與平治と申者方々買請候段申候ニ付、則與平治へ相尋候得ハ上方へ積登り候廻舟々買請候、尤與平治儀ハ野菜之もの商仕候而、小舟を以日々品川沖へ相通ひ候ニ付、右干鯛を米之明儀或は酒筵等ニ包ミ候儘ニ而買取來候を右清助方へ其儘内々ニ而賣渡し候旨申上候。」

右訴書は清助と與平治及び廻船問屋を取調べ、今後の嚴重なる説諭を願つたものであるが、この外仲間内での豫

防手段も講ぜられた。抜取は従来多く江戸湊内から浦賀へかけての内灣、殊に金澤・神奈川邊で行はれた。従つて仲間は屢々同地方へ抜盜の監視に、或は詮議に人を派した。その派遣費は市場割當でなく、嘉永年間には手廣き仕入の家数によつて割當てられた。即ち當時者當場所仕入致候者別而無人ニ候間、入用割合警者五拾兩相懸候時は、江川場組より四拾兩出金、當場より拾兩出金右割合ニ致ヘシ。當時手廣ニ仕入致候者湯淺や・水戸や・久住・和泉屋依之向場四人、手前場へ拙店一家なれば仕入多不仕故、右見積を以五下一當場所より出金可仕段、兼而對談之上以來出金筋致べし。當場とあるは勿論永代場である。

(1) (3) 拙稿「享保・寛政に於ける株仲間を通じたる物價統制」歴史と生活 第四卷第一號

(2) (5) (8) 「干鯛問屋記録」上

(4) 高柳眞三・石井良助共編「御鯛書寛保集成」一〇三頁

(6) 「諸問屋再興調」八

(7) 喜多村富之助「家訓水續記」五 寫本

(9) 前掲「粕干鯛商賣取扱方心得書」

六 天保改革以後

杉本茂十郎が盟主となつて江戸に菱垣廻船積仲間が出来、冥加を納めて仲間員數を一定し、三橋會所を作つて問屋に資金をあたへた文化文政の時代が、徳川封建制度内で最も商業構成が高度化された時期であらう。あれが封建制度内での限度であり、いや寧ろそれを超えたかの感さへあつた。而してその結果は甚だ幕府にとつて面白からざるものがあつた。冥加・御用等によつて幕府の得た利益よりも、所謂町人が羽振りをきかす害悪が大であつた。化政

度の特異な町人文化が生み出されても、執政者の目には唯腐敗・爛熟としか寫らなかつた。こゝに執政者側よりする改革が惹起される。商人の足場であつた株仲間の解放―天保改革は再び武家第一の世に返さんと欲する大手術であつた。かゝつて干鯛と粕魚油問屋仲間も解放され、問屋名は廢された。従前の取引仕法は一切顧慮する必要なく、素人たりとも勝手に賣買せよと云ふのである。従つて干鯛商賣に限らぬ事乍ら、商業機構は全くの亂脈に陥り、團結を誇つた仲間が消え江戸にも素人商が出現した。小網町行徳河岸、八幡屋長右衛門と申者、濱方より被頼候荷物有之候趣、若相談にも相成候はゞ、右問屋相場より、貫目大鯛粕にて六百目、中鯛粕にて壹貫目下直に可仕趣、右八幡屋儀は素人にて、濱方より取次に候間、右之通問屋相場より下直に相成申候⁽¹⁾は嘉永元年の文書である。況んや地方に於いてをやである。濱方は前借なき地に荷を送るであらうし、地方商人は仲繼商を排除して直接生産者と取引の交渉をする。商品配給網はいたづらに混亂し、然もそれによる物價の下落は一時的であり、間もなく従前以上の騰貴が見られた。結極問屋仲間は再興せざるを得ない。

然し一度根底を揺がしたものは再び元には返らない。返らせやうとする舊勢力に對して新勢力の争ひが當然こゝに起る。各方面に訴訟が續出する。こゝではその主なるもの、即ち江戸干鯛市場内部のものと江戸問屋對浦賀干鯛問屋の紛争とその變化を見よう。

先づ江戸に於いてあるが、嘉永の間屋再興は文化以前の狀態に返れと云ふ布達である故、當然文化年間冥加金運上と同時に下附された干鯛と粕魚油問屋の名稱は附す事を得ない。干鯛と粕問屋にして魚油を營業種目中に加へてゐるものは、改めて川邊三拾四番組魚油問屋仲間として届出でねばならなかつた。更に重大なる變化は問屋人員の増加である。天保から嘉永再興にかけての混亂期に、舊來の干鯛屋は十五名より十三名に減じたに對し、新規開

業者は十三名生じた。これが再興の嚆は共に問屋となり、前者は本組、後者は假組と稱した。尤も假組十三名の内六名は、舊問屋側から云はすれば單に濱方荷主の直賣を斡旋し、口錢を得るに過ぎぬ故問屋名目から除外さるべきだと主張され、双方に紛争を重ねたが、次の一年間の商賣振を見た上で正式に假組へ加入すると云ふ條件で手打となつた。但しその間一年は市場揚地代干鯛一俵に付き四厘、魚油一樽に付き壹分の賃料を正式加入問屋に提出した。以後兩組は共に町年寄に人數名前を具申し、明治元年問屋株式廢止までその状態を續けた。

次に浦賀干鯛問屋との關係であるが、それに先立ち元祿以降の浦賀干鯛問屋の状態を概観して置く。前述の様に江戸に永代場が出来、更に元場・江川場の成立によつて、浦賀の干鯛屋は其の仕入地を蠶食され、販路を奪はれ、前進根據地としての意義が失はれ、衰退の一途をたどつた。浦賀干鯛屋の申立に據れば元祿九年頃迄は年干鯛二百六七十萬俵がこゝに荷揚げされたが、元文年代には年漸く二三萬俵の荷揚げといふ凋落振であつた。従つて浦賀「燈明臺燈し入用并御用之荷物等流入船入津之節は番船差出御用」其他御用金の類も一時江戸干鯛問屋の請負ふ處となつてゐた。然るに延享年間再び浦賀干鯛屋がそれを賄ふ事になり、その代償として房總三ヶ國の干鯛荷の十分の一は必ず浦賀へ荷揚げせしむる浦鯛が出された。

「於相州東浦賀先規干鯛賣買被仰付運上金差出候ニ付、十分一東浦賀湊積送可致荷揚候旨前々ヨリ相觸致シ候、其旨相心得漁事無之付々格別ノ事、有之付々者十分一東浦賀湊積送可致荷揚候趣十分一之俵數改候爲ニ候間、干鯛積入候船者浦賀御番所改請候節、何方へ積送干鯛ニ而モ東浦賀干鯛問屋會所へ銘々送狀持參、浦之干鯛へ積送り俵數改請候様可致候。此節猶又相觸候違背之付々於有之者呼出シ逐吟味相當之□□可申付者也

申九月

これは文化九年に房總三ヶ國の村々へ出された鯛であるが、斯様な法的強制を以てした浦賀荷上げの實行は同地の干鯛屋を更生せしむるに足りた。その上、浦賀が享保五年下田に代つて船改番所の所在地となつた事は、江戸干鯛問屋とは別途の發展を約束づけた。即ち浦賀はその背景たる相房地方への伸張地たるに止まらず、江戸の外港たる地位を利用して發展した。江戸出入の船舶は船番所改めの爲め一應この湊に停泊せざるを得ない。そこで番所を中心として廻船宿が興り、商業が行はれる。その商取引は江戸の相場高下に比べ合せる、思惑による賣買である。これは獨り干鯛に限らず、米穀や水油なども同様である。又抜荷の不正賣買も浦賀で多く行はれたらしい。更に、浦賀を益した事は大坂に於ける干鯛問屋仲間の分裂が關東干鯛仕入先に浦賀を指定した事であつた。どの程度であり、どの位の期間存続したか不明であるが、浦賀干鯛屋の販路擴大には役立てるものであらう。以上が元祿以降の浦賀干鯛屋のたどれる推移であり、その地位は元祿以前のそれとは著しき差違である。かゝる浦賀の新しき地位はその干鯛屋をして江戸干鯛問屋の如き大なる資金を必要としなかつた。仕入金も濱方に卸さずとも集荷し得たのである。然るに天保改革は浦賀の特徴を喪失せしめた。御用金の廢止によつて十分一荷揚が停止せられた。然しその反面江戸問屋の仕入機構も混亂したので、その間隙に乗じた浦賀干鯛屋の濱方進出が可能になつた。勢ひ浦賀干鯛屋と雖も仕込を増大して集荷に努め、江戸問屋との間に競争が激化される。そこへ嘉永の間屋再興令が下された。紛争が生ずるのは當然である。江戸問屋は改革前の仕入機構の存続を主張して浦賀の割込みを拒み、之れに對して浦賀側は従前の十分一荷揚を再興するか、江戸問屋の仕込せざる濱方の干鯛荷は全部浦賀場に強制するか、その何れかを要求して譲らぬ。時は嘉永であつたので浦賀は米船の渡來に幾度か混亂に陥り、次の文書の如く紛争を一時停止した事もあつたが、米船去るや再び議論が起り、互に由緒を申立て、争ひ續けた。

「差上申御請書之事」

一深川西永代町家持富之助外四人、相州三浦郡東浦賀干鯛問屋勘兵衛外貳人奉申上候、私共之内富之助外ノ房總三ヶ國干鯛荷物浦賀干鯛問屋共引請方之儀ニ付、去々子年十一月廿三日奉歎願候ニ付、浦賀干鯛問屋共被召出兩地荷物取扱方之儀ニ付御吟味中、去丑年六月中異船浦賀沖え渡來ニ付て者、彼地干鯛問屋共歸村被仰付、引續右渡來之度々臨時御用も被仰付候折柄ニて、彼地賣荷引受方等之儀ニ抱り兼候場合故、富之助外四人ノ願立候訴狀御下ケ、當時御吟味之御沙汰不被及候旨被仰渡、尤折合候節ニ至可願立筋有之候へ、追て可申上旨被仰渡、是又奉畏候、依之御請書奉差上候處仍而如件

嘉永七年七月六日 (以下略)

この結果がどうなつたか、こゝに詳かになし得ぬのは残念であるが、かく紛争が永引くの一因は江戸干鯛問屋の濱方乃至浦賀に對する壓力の減退に歸せしめ得る。前に屢々引用せる「江浦干鯛問屋仲買根元由來記」なる寫本は浦賀干鯛問屋の由緒を記述せるものであるが、由緒記述の必要は嘉永七年上總夷隅郡の諸濱より江戸問屋へ網仕入金の借用懇請ありしを、江戸問屋が應じ得られなかつた係争へ、浦賀が割込みを策した事に由來する。江戸問屋は、天保改革後、一時他賣に熱中したが結極は元の通りに問屋へ屈服せざるを得なかつた濱方をも、容易く抱擁する事が出来ぬ程弱體化されてゐた。尤も江戸問屋の回復を障害する様な外的條件も累積してゐる。例へば嘉永四年以降房總地方の鯛漁の減退、市價の騰貴、北海道漁場開拓による干鯛の大量入荷、それによる仕入機構の紊亂、異國船渡來による上方への商取引不安、更に最も大きな影響は江戸問屋の背景をなした幕府の權威の動搖であらう。江戸の問屋仲間は多分に幕府の「御威光を以て」、強化され存続されたから、それが失はれる時不振を來すのは當然のことである。

とである。

- (1) 前掲「二宮尊徳全集」第八卷 五七頁
- (2) 「諸問屋再興調」八
- (3) (8) 前同 十九
- (4) 前掲「安房郡水産沿革史」一二四頁
- (5) 前掲「二宮尊徳全集」第七・八卷 浦賀干鯛問屋發信の相場附など。尙米穀の浦賀取引に就いては鈴木直二著「江戸に於ける米取引の研究」一九頁を参照されたい。
- (6) 前掲「大阪市史」第一卷 七五一頁
- (7) 「近年問屋共一同大手敷故、前金貸出にて一同心配」云々は前田瀨洲よりの書翰。(前掲「二宮尊徳全集」第九卷 一二九八頁)
- (8) 「干鯛問屋記録」下

【追記】 本稿は本郷圖書館蔵の「干鯛問屋記録」二冊を基礎にして、他を涉獵し纏めたものである。同書は江戸干鯛問屋湯淺屋與右衛門方の帳簿で、資料として貴重なるものと思ふが、遺憾なことに所蔵する二冊はその一部に留まる。尙本稿起草に際しては戸谷敏之氏の御紹介でアチック・ミュージアム所蔵の資料を借覽するを得た。戸谷氏に厚く御禮を申上る。